

年金生活者支援給付金制度 をご存じですか？

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要です。**ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。詳しくは厚労省ホームページをご覧ください。



▶対象

○老齢基礎年金を受給している方 ※下記のすべてを満たす必要があります。

65歳以上である、世帯員全員の市町村民税が非課税となっている、年金収入額とそのほかの所得額の合計が約93万円以下である
○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方：前年の所得額が約492万円以下である

▶請求手続き

○新たに年金生活者支援給付金を受け取る方：対象者には、日本年金機構が9月初旬ごろから請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。**令和9年1月4日(月)までに請求手続きが完了すると、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。**

○年金を受給し始める方：年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りの際は、給付金専用ナビダイヤル（☎0570 - 05 - 4092）にお電話ください。
☎ 土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170、伊奈庁舎国保年金課（内線 4402）

幼稚園や認定こども園、認可外 保育施設を利用している方へ

子ども・子育て支援法施行令の改正により、令和8年10月ご利用分から幼稚園や認定こども園、認可外保育施設などの施設等利用費として、市へ請求できる上限額や申請書様式などが変更となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



※令和8年9月までのご利用分の施設等利用費は、従来の上限額となります。

■未移行幼稚園を利用している場合（新1号）

▶改正前：2万5,700円

▶改正後：2万8,000円

■幼稚園や認定こども園などの預かり保育事業を利用している場合（新2号・新3号）

▶改正前：450円×利用日数（新2号は最大1万1,300円、新3号は最大1万6,300円）

▶改正後：490円×利用日数（新2号は最大1万2,300円、新3号は最大1万7,700円）

■認可外保育施設や一時預かり事業などを利用している場合

▶改正前：新2号は3万7,000円、新3号は4万2,000円

▶改正後：新2号は4万300円、新3号は4万5,700円

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4203）

令和9年度児童クラブ 入級申し込みを受け付けます

希望する児童クラブを1カ所選んで申請してください。

▶対象：児童クラブ保護者負担金に未納がない方で、保護者が就労などにより監護を受けられない、市立小学校に就学（または就学を予定）している児童 ※入級審査は申し込み順ではなく、申請書類の内容（家庭状況など）を考慮し、必要性の高い順に決定します。

■民設児童クラブ：みらい平地区に2カ所開設しており、陽光台小学校または富士見ヶ丘小学校に就学（または就学を予

定）している児童が対象です。

▶申込方法：各民設児童クラブのホームページをご覧ください。



児童保育 芽育の杜



みらい平児童クラブ

▶申込期間：10月13日(火)～26日(月)

■公設児童クラブ：市内の小学校内または敷地内に開設しています。

▶申込方法：いばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。



▶申込期間：11月9日(月)

午前9時～20日(金)午後5時

※電子申請が困難な場合は、生涯学習課へご相談ください。

※年度ごとの申し込みが必要となります。現在児童クラブを利用している方や、夏休みなど期間限定で利用する方もお申し込みください。

※「令和9年度入級案内」は市ホームページに掲載しています。

☎ 教育委員会教育棟生涯学習課（内線 7305）

市内中小企業・農業者向け補助金をご活用ください！

本市では、地域経済の活性化を目指し、市内の中小企業者や農業者の新たな挑戦を応援する補助金制度があります。

▶新商品の開発・生産効率向上事業

新商品の開発や、開発から5年以内に加工製造された商品の生産拡大・向上するための機械導入費用などを支援します（補助上限額：最大50万円）。

▶販路拡大事業

新たな販路を開拓するための物産展や見本市への出展費用などを支援します（補助上限額：最大10万円）。

対象となる新商品の条件や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3109）